

平山副委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。  
質疑を続行します。

改めて執行部に申し上げます。答弁は簡明に願います。

今博委員の発言を許可します。今委員。

今委員 平山副委員長のお許しをいただきまして、通告に従い質問いたします。

議案第一号「平成十六年度青森県一般会計予算案」、歳入一款二項二目「法人」について質問いたします。

対前年度当初比で約十五億円の増収を見込んでいるが、歳入見通しが甘くないか。今定例会での一般質問に対する企画振興部長の答弁によれば、本県の景況感は悪く、ことし後半の景気回復に期待を寄せる旨述べている。法人事業税が伸びる見通しについて、何を根拠に算出したのかお答えいただけますか。

平山副委員長 総務部長。

野村総務部長 お答え申し上げます。

法人事業税についてのお尋ねでございますけれども、平成十六年度の法人事業税の予算額につきましては、経済誌による企業の収益見通し、法人に対するアンケート調査等を踏まえ、平成十五年度当初予算額に対しまして八・九％増の百八十三億七千五百万円余を計上いたしております。

なお、平成十六年度法人事業税予算額の算定の基礎となりました平成十五年度の同税の決算見込み額については、平成十六年一月末の調定実績等をもとに算定したところ、平成十四年度決算対比で一・二％の百八十七億七千六百万円余と見込まれ、十九億円余の増額補正をすることとし、今議会に追加提案し、御承認をいただいたところでございます。

一方、平成十六年度当初予算額をこの補正後の予算額と比較いたしますと、製造業、サービス業等が前年を上回りますが、建設業、卸・小売業、銀行業

以外の金融業、運輸・通信業等が前年を下回ることから、全体としましては前年を下回る九七・九％となりまして、額にして四億円余の減収と見込んでいるものであります。

平山副委員長 今委員。

今委員 歳入一款十一項一目「軽油引取税」について二問質問いたします。一問目は、十五年度当初予算に比べ十一億円程度の減収と見込んでいるが、税収を見込むに当たって何を根拠に見込んだのか。

もう一つは、新聞報道によりまして、灯油を利用して脱税行為を行ったとの報道があったが、脱税防止のためのどのような手だてを講じているか質問したいと思います。

平山副委員長 総務部長。

野村総務部長 軽油引取税についての御質問をいただきました。

まず、平成十六年度の軽油引取税予算額でございますけれども、平成十五年度当初予算額を十一億四千万円余下回ります百八十三億九千五百万円余を計上いたしております。

この予算額につきましては、輸送合理化のための貨物自動車の大型化が進展することや、軽油乗用車のガソリン車へのシフト等に伴います軽油使用自動車台数の減少のほか、景気低迷により物流の落ち込みなどによりましてここ数年の軽油需要の減少傾向を踏まえ、これまでの調定実績等を加味しまして、十五年度当初対比で九四・二％と見込んだものでございます。

また、二問目でございますけれども、軽油引取税につきましては、近年、脱税を目的に灯油や重油を原料として軽油を製造し販売する、いわゆる不正軽油が全国的な問題となっております。

軽油引取税の脱税防止に当たりましては、県内の軽油販売店や大口消費者に対する事業所調査及び路上での燃料の抜き取り調査を積極的かつ計画的に実施し、不正の疑いのある者については徹底した調査を行っているものであ

ります。

また、この不正軽油は、排気ガス中の有害物質を増加させたり、製造の過程で有害な硫酸ピッチが発生するなど、環境面からも問題となつているところであります。

こうしたことから、平成十五年の十月には、県、県石油商業組合、県トラック協会、県バス協会、県建設業協会を構成員としました青森県不正軽油対策協議会を設置して、不正軽油防止のための広域的な協力体制を構築したところであり、また、「不正軽油は作らない・売らない・買わない・使わない」とのスローガンのもと、不正軽油防止に向けた広報活動を積極的に行つてい

るものであります。

平山副委員長 今委員。  
今委員 県では歳入確保にこれまで以上に努力しなきゃいけないと思つております。徹底した対策を講じて歳入確保に当たらなければならぬと思

いますので、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。  
次は、三位一体の改革に関連して、歳入三款一項目「所得譲与税」及び歳入四款一項目「地方特例交付金」について伺います。

国の三位一体の改革に関しては、今定例会において、我が新政会の斗賀議員を初めとして多くの議員が質問を行われたところですが、改めて所見を交えながらお尋ねして行きたいと思ひます。

まずは、国庫補助負担金の見直しと税源移譲についてですが、平成十六年度の国の予算では、義務教育費国庫補助負担金などが一般財源化されるとともに、これに対応するものとして、所得譲与税と税源移譲予定特例交付金が創設される税源移譲が行われました。

しかし、一般財源化された補助金の大宗は義務的なものであるにもかかわらず、全国ベースで見ると十分な税源移譲が行われていないものと受けとめております。

そこでお尋ねしますが、本県の場合は国庫補助負担金の一般財源化に見合った税源移譲がなされているのか、その影響額を伺いたいと思ひます。

平山副委員長 総務部長。

野村総務部長 平成十六年度の地方財政対策におきましては、三位一体の改革の一環としまして、国庫補助負担金の一般財源化とこれに対応した税源移譲等の措置が講じられることになりまして、具体的に申しますと、平成十六年度に行われる児童保護費等負担金のうち公立保育所運営費分等の国庫補助負担金の恒久的な一般財源化及び平成十五年度に行われました国庫補助負担金の一般財源化に対応した所得譲与税の創設、また、義務教育費国庫補助負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金のうち退職手当及び児童手当に係る部分につきまして暫定的に一般財源化を図ることとし、税源移譲予定特例交付金制度が創設されるという取り組みがされたものであります。それで、この措置により本県財政への影響ということでございますが、国庫補助負担金の一般財源化によりまして約五十九億四千六百万円の影響が見込まれます一方で、所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金の創設により約五十三億二千百万円の増収が見込まれるものであります。これらを単純に差し引きいたしますと、約六億二千五百万円の影響が生ずるものと見込まれるところであります。

平山副委員長 今委員。

今委員 わかりました。所得譲与税の確保に向けて、例えば全国の知事会などを通じて一層運動を展開していただきたいと思ひます。私ども所属の民主党も万全を期してまいりたいと思つておりますので、あわせてお伝えしておきます。

次に、歳入五款一項目「地方交付税」について二問質問いたします。  
今回の地方交付税の国の取り扱いは地方切り捨ても甚だしく、私とすれば、政権交代なくして真の地方分権はやってこないと思つております。

今般の三位一体の改革においては、地方交付税の重要な役割である財源保障機能、財源調整機能が十分に果たされていないと考えるが、今後どのように対処するのか伺いたい。

次に、県同様、各市町村においても地方交付税縮減による大きな影響を受けているが、市町村における地方交付税の充実確保に向けてどう対応していくつもりなのか、二点お伺いいたします。

平山副委員長 総務部長。

野村総務部長 県といたしましては、地方交付税の持つ財源保障・調整機能自体は堅持されるべきであると認識しておるところでございます。また、これまでの予測をはるかに超えて地方交付税総額が急激かつ大幅に削減されて、極めて厳しい予算編成を余儀なくされたことも踏まえまして、今後国が三位一体の改革を進めるに当たっては、地方との連携を一層強め、交付税制度の見直しの前提として、まず法令による事務事業の義務づけの見直しでありますとか地方が担うべき行政サービス水準の検証を行って、地方財政計画の策定を通じて必要な総額を確保するなど適切な財源保障を行うことや、この財源保障と税源偏在による財政力格差を是正する財政調整機能を一体として担う地方交付税制度を堅持することなどを、これまでも増して強く訴えていく必要があるものと考えております。

今後とも全国知事会等を通じて機会あることに要請してまいりますとともに、可能な限りクリエーティブな提案に努め、建設的議論に資する姿勢で臨みたい、このように考えております。

平山副委員長 企画振興部長。

中村企画振興部長 市町村における地方交付税の充実確保に向けどう対応するのかについてでございますが、地方交付税は本県市町村の歳入の約三分の一を占めておりまして、法令等により義務づけられた事務や標準的な行政サービスを行っていくための財源として大きな役割を果たしております。

また、今後、三位一体の改革により税源移譲がなされた場合でも、依然として残る税源の偏在性による市町村間の財政格差を調整していく観点からも重要な機能を有しており、その機能を堅持しつつ所要額の確保に努めていく必要があると考えております。

県としましてはこれまで、全国知事会の中に設置された市町村財源問題研究会において、三位一体の改革に伴う市町村の財源確保問題に関して検討を行い、六項目から成る緊急提言を取りまとめたところですが、この中においても、地方交付税の持つ財源調整機能及び財源保障機能の確保を求めているところでございます。

また、平成十六年度の地方財政計画における大幅な交付税総額等の削減という事態を受けて、各市町村の財政運営に大きな影響が及んでいることから、市長会や町村会とも連携を図りながら、各市町村の円滑な財政運営に支障を来さぬよう、交付税の充実確保等に向けて国に対して強く働きかけをしてまいります。

平山副委員長 今委員。

今委員 真の地方分権を進めるに当たって、その根幹ともなる地方交付税の確保に向けては万全を期していただきたい。また、市町村合併が始まるわけですので、市町村合併を推進する上でもこの地方交付税の確保は最も肝要なことと思っておりますので、つけ加えておきます。

次に、歳入八款一項九目「教育使用料」について質問いたします。県営スケート場の使用料を値上げすべく条例の改正案が上程されているが、これは県民にツケを回したものと考えます。十八年ぶりの値上げのようすが、県民のささやかな楽しみを奪うことがあってはいけなと思うし、スポーツ立県を掲げている中で、県民が納得のいく説明が必要だと思えます。そこで、使用料を値上げする理由について伺いたいと思います。

平山副委員長 教育長。

花田教育長 県営スケート場の使用料の値上げに関してでございます。

県営スケート場の使用料等の改定につきましては、今お話しのように、昭和六十年の開館以来、消費税の導入とその税率引き上げ分の改定しか行ってこないという状況にございました。その結果、他の県営体育施設の使用料との均衡がとれないという状況になっております。

このため、個人使用料の小学生百円を百十円に、大人五百三十円を五百九十円に改定するなど、利用者にも応分の負担をお願いするというふうに考えたところでございます。

以上であります。

平山副委員長 今委員。

今委員 維持管理も大変でしょうけれども、運営方法については例えば、より薄利多売を図るなど、もう少し知恵を絞って、より多くの県民が利用できるように努めていただきたいと思えます。

次に、歳出二款一項一目「一般管理費」について質問いたします。

知事は今定例会で職員の給与カットにかかわる特例条例案を上げしているが、私の目線から見れば、五年間カットするこの特例は県内の景気をますます冷え込ませることが予想されます。よく景気は気からといいますが、まさに県内のあらゆる業界に県庁のこのカットが影響し、不景気に拍車がかかり、デフレスパイラルが顕著となるのではと心配されます。

県の財政改革プランが五年ですので、それに合わせたと思えますが、県は、新たな行政改革を進めていく中で定数の適正化等のさらなる見直しを図ることとしているが、人件費については総枠で考えることとし、職員の給与削減を一年でも早く戻すべきと思つが、県の考え方を伺いたいと思えます。

平山副委員長 総務部長。

野村総務部長 県では、平成十三年四月から平成十八年四月までの五年間で一般行政部門の職員数五千七百二十人を四百六十人削減する定員適正化

計画を策定し、計画二年目に当たります平成十五年四月時点で、全体の五％に当たります二百三十七人の削減を達成したところであります。

このように着実に削減を行っているものでありますけれども、その一方で、国の三位一体改革の推進によりまして、財政改革プランの策定時点に比べまして財源不足額が大幅に拡大しているという現状にあるわけでありまして、まずは、計画している職員の給与削減や定員適正化等を確実に実施することが必要であり、また、これに加えて、第二弾の大改革を通じ、さらなる定員の適正化等を行うことにより、一層の人件費抑制を図っていくことが必要であるかと考えております。

今回の給与削減のあり方につきましては、こうした取り組みを含めて総合的に判断する必要があるものと考えております。

平山副委員長 今委員。

今委員 職員のやる気が起こる給与体系を考えるべきであって、そのため的人事組織のあり方についてぜひとも工夫していただきたいと思えます。

次に、歳出二款二項三目「政策推進費」について質問いたします。

財政改革プランの中でも行革部分には多少触れてはいますが、同時並行的にプランを示して実行しなければ今の財政危機は打開できないと思えます。

ただ、私は、行財政改革とも、ただ単に引き締めればよいとは思っていません。例えば、たこ揚げのようなものだと思っております。

たこ揚げは、大事なときはたこを引いたり離したり、そういうコツが必要だと思っております。

我々新政会も行政改革に対してあらゆる場面で意見を述べてまいりますので、まずは第四次行革大綱の具体的スケジュールを示していただきたいと思えます。

平山副委員長 行政改革・公社等改革推進チームリーダー。

小野行政改革・公社等改革推進チームリーダー 第四次行政改革大綱の具

体的作業スケジュールについてお答えいたします。

第四次行政改革大綱につきましては、県行政の課題とその対応策について具体的に検討するとともに、有識者から成ります青森県行政改革推進委員会で御審議をいただくなどの手順を踏んで策定することといたしております。

このため、新年度早々に、知事を本部長といたします行政改革推進本部を中心といたしまして具体的作業に着手するとともに、青森県行政改革推進委員会を組織し、そして同委員会において御審議をいただき、夏一ごろまで精力的に作業を行いつつ、おおむね秋ごろには第四次行政改革大綱の素案を作成したいというふうを考えております。

その後、一カ月間ほどパブリックコメントに付しまして県民の御意見を募るなどの手順を踏みまして、おおむね本年中に第四次行政改革大綱を策定してまいりたいというふうを考えております。

平山副委員長 今委員。

今委員 次です。歳出二款二項五目「総合交通対策費」について質問いたします。

今定例会の一般質問でも、東北新幹線やら、あるいは航空飛行場等高速交通体系等々の話題が上っておりますが、今それ以上に困っているのが、日常生活する県民の足の問題であると思っております。

そこで、県民の足の確保対策費である地方バス路線維持対策費が大幅に減額されています。三村知事は曰「ころから、老後も安心して暮らせるスローライフを提唱しておりますが、県は、高齢者や学生等の移動制約者の足を確保するために今後どのように対応していくのか伺いたいと思います。

平山副委員長 企画振興部長。

中村企画振興部長 路線バスの利用者数は、昨今のモータリゼーションの進展や過疎化の進行により年々減少し、県内のバス事業者は厳しい経営状況

にございます。

このことから、採算性の低い路線からの撤退や路線の再編等が進み、高齢者や運転免許を持たない移動制約者の通勤通学、通院など、地域住民の足としてなくてはならない交通機関の維持確保が地域の重要な課題となっております。

県としては、市町村が、最低限必要と考える生活交通のサービスのあり方を議論した上で、スクールバス等既存の行政バスやタクシーの活用、あるいは地域のボランティアやNPOによる移送サービスの実施等、地域の実態に即した柔軟かつ多様な交通手段を導入することが必要であると考えております。

このため県では、地域の自主的な検討を支援する生活交通ユニバーサルサービス構築モデル事業を実施し、地域生活交通行動計画の策定やこれに基づく実証実験の実施に要する経費について補助することとし、所要の予算を計上し、御審議をお願いしているところでございます。

県としては、他の市町村においても、この事業で得られたノウハウ等を活用することによって、住民の持続的な足の確保に資することを期待しております。

平山副委員長 今委員。

今委員 懸念されるのは過疎化でございます。それを防ぐためにも、この足の確保対策は重要な施策の一つで、真剣に取り組んでいただきたいと思っております。今後、私自身もこの問題については取り上げていきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

次に、歳出二款三項一「文化スポーツ振興費」、文化振興についてお尋ねします。

県では来年度もファッション甲子園大会を開催することとしているようですが、このファッション甲子園大会はどのような目的で開催しているのか、

また、来年度の大会の具体的な内容はどうなっているのかについてお尋ねいたします。

平山副委員長 環境生活部長。

前田環境生活部長 ファッション甲子園は、大会の開催を通じて、将来のファッションを担う人材の発掘と育成を図るとともに、県民の生活文化の充実のため、ファッションに触れる機会を提供すること、そして、開催地域や県内アパレル業界等との連携により、地域の活性化、ファッション産業の振興に貢献することを目的として開催しております。

来年度の第四回大会は、八月八日の日曜日に弘前市の青森県武道館において開催することとし、全国から選ばれた四十チーム、百二十名の高校生が、自分達のデザイン画に基づき制作した服をみずからモデルになって着こなすファッションショー形式による審査を行います。また、県が有効協定を締結しておりますロシア・ハバロフスク地方の高校生によるファッションショーをアトラクションとして実施する予定です。ごさいます。

なお、平成十六年度の開催に当たっては新たに、弘前市、弘前商工会議所、青森県アパレル工業会が中心となり、県武道館前広場、市内中心商店街を会場に併催イベントを開催するとともに、大鰐町や県内外の企業等から現物、サービス等の提供を受けるなど、地域や関係団体と一体となった開催を目指し、開催効果を地域、ファッション産業の活性化につなげていくこととしております。

平山副委員長 今委員。

今委員 ただいまのお答えによれば、ファッション甲子園大会というのは本県のファッション振興を目的として開催しております。特に来年は、地元の人たちや県内外の企業などさまざまな方々の協力で大会を開催して、地域の活性化を図るんだと。

このファッション甲子園は、私も去年見させていただきましたけれども、高

校生を対象にしたイベントであります。そこで私は、同じく県が実施しております県民参加型の文化イベントの県民文化祭をさらに充実させて、若者を初めとする各界各層の県民の文化活動の活性化を図っていくべきだと考えているところではありますが、来年度の県民文化祭はどのような内容となっているのか伺いたいと思います。

平山副委員長 環境生活部長。

前田環境生活部長 青森県民文化祭は、県民による創造的な芸術文化活動の成果を発表し、広く鑑賞の機会を提供することにより芸術文化の創造と発展に寄与するとともに、豊かな県民性の高揚に資することを目的として平成三年度から開催しているものです。

県民文化祭には例年多数の県民が参加し、県民参加型の芸術文化の祭典として親しまれてきたところですが、さらに多くの県民に参加していただくとともに、各地域の文化団体の活動の活性化を図るため、平成十五年度から、これまでの県内三ブロックによる順次開催から、県内五ブロックによる順次開催に変更したところであります。

十四回目となります平成十六年度は、五所川原市を中心とした西北五地域で初めて、九月五日から十一月十四日までを青森県民文化祭月間として、合唱や吹奏楽、演劇、美術、文芸など十四分野にわたる公演や展示などを行う分野別フェスティバルを開催することとなっております。

また、九月二十三日には、県民文化祭のメインである総合フェスティバルを、五所川原市のふるさと交流圏民センター、オルテンシアにおいて開催することとしており、現在、五所川原市文化振興会議及び五所川原市教育委員会を中心に、地域一体となった準備を進めているところであります。

委員御指摘のとおり、県としても本県の芸術文化の振興のためには県民文化祭のより層の充実が必要であると考えておりまして、民間の文化団体等との緊密な連携を図りながら、県民参加型の文化イベントとしてさらなる

発展に努めてまいりたいと考えてございます。

平山副委員長 今委員。

今委員 ありがとうございます。

先ほど申し上げましたとおり、本県の文化振興を進めるためにも県民参加型の取り組みは極めて重要であると思います。特に来年度の県民文化祭は、私どもの五所川原を含めて、西北五地域単独では初めての開催ということに期待しております。数多くの県民が参加する素晴らしいイベントになるよう努力されることを要望いたします。

次に、同じく県立美術館についてでございます。

県立美術館の建設計画を伺いたい。

また、このほかにも県内で建設する計画はあるのか伺いたい。

もう一つは、大事なことです。維持管理及び運営をどのように考えているのか伺いたいと思います。

平山副委員長 環境生活部長。

前田環境生活部長 お答えいたします。

県立美術館について三点でございます。

まず、県立美術館の建設計画でございますが、(仮称)青森県立美術館は、県の総合的な芸術文化の推進拠点として平成十四年度に建築工事に着手し、現在、一部設計変更を行っているところですが、平成十七年九月の竣工、平成十八年七月の開館を予定してございます。設計変更の結果、当初設定していた建築事業費約百二十一億八百万円が約百十三億一千九百万円となり、七億八千九百万円の縮減の見込みとなっております。

なお、平成十六年度は、躯体工事、外装工事、設備工事などを予定してございます。

二つ目は、県内でほかに建築する計画があるかどうかということでございますが、(仮称)青森県立美術館は本県初の総合的な芸術文化の推進拠点として

整備を図っているところであり、ほかに県内で美術館を建設する計画はございません。

三つ目、維持管理、運営の一面でございます。

美術館の維持管理費につきましては、建築工事の一部見直しによる光熱水費の節減や保守管理業務の効率化を図り、運営費については、人員の効率的な配置をすることなどによりコスト縮減に努めることとし、現在詳細な検討を行っているところでございます。

美術館の運営方式につきましては、県が直営で実施する方法や委託による方法などが考えられますが、現在、他県の美術館の状況等も踏まえながら、効率性を追求しつつ、県民に開かれた、そして親しまれる美術館となるよう検討を進めているところでございます。

平山副委員長 今委員。

今委員 ありがとうございます。

最後の維持管理等々につきましては私も非常に重要な問題だと思っております。美術館のよしあしが決まってくるのはやはり維持管理、運営をいかに進めていくかでございますので、遺漏のないようによろしくお願い申し上げます。

次です。歳出三款三項二目「県史編さん費」について。

今回、県史編さん費が減額になったが、理由を伺いたいと思います。

平山副委員長 環境生活部長。

前田環境生活部長 県史編さん事業は、本県の歴史的發展過程を明らかにし、先人たちの足跡を忠実に記録、刊行することにより、県民の郷土に対する理解と愛着を深めていただくものであります。

またあわせて、貴重な歴史的資料を県民共有の財産として長く後世に伝えていくために、平成八年度から計画に沿って事業を実施してまいりました。これまで多くの貴重な資料を収集し公表してきたところであり、この三月で合

わせて十四冊の県史を刊行してまいりました。

しかしながら、県の厳しい財政事情を踏まえ、平成十六年度から事業計画及び体制を見直すことといたしました。

平成十六年度の刊行につきましては、平成十五年度の債務負担行為設定によりまして既に契約を締結しているために三巻の県史を刊行することとしておりますが、十七年度から二十年度までの間にあつては毎年一巻ずつの刊行とした関係から、人件費を含め、資料収集調査費など、県史編さんに要する経費について大幅に減額しているところでございます。

以上でございます。

平山副委員長 今委員。

今委員 そこで、知事が言っているふるさと再生・新生を図るためには、みずからのこれまでの歴史や歩みを知らずしてあしたを語ることははばかられるものと思っております。郷土愛をはぐくむため、自信や誇りを持って二十一世紀に臨むためにも、古代から現代に至る郷土を知ることが肝要だと思います。温故知新、足元見ずしてあすを語るなかれてあります。

次に、歳出三款四項一目「国民健康保険費」。

急速な人口の高齢化や医療の高度化等に伴う医療費の大幅な伸びと、長引く経済の低迷による保険料収入の伸び悩みなど、医療保険制度を今後とも安定的に維持していくためには総合的かつ抜本的な改革を推進していくことが必要となっております。

そこで、一つ、国民健康保険費が前年度当初予算に比べて約九億円ふえているが、その要因は何か伺いたい。

そして、二に、国民健康保険料(税)の収納状況はどのようになっているか、また、滞納について市町村、県はどのような対策を行っているのか伺いたい。

また、保険者である市町村の国保財政にも厳しいものがあると聞か、市町村一般会計から国民健康保険特別会計への繰り出しはどのような状況にあ

るのか伺いたいと思えます。

平山副委員長 健康福祉部長。

山中健康福祉部長 国民健康保険についての御質問三点についてお答えいたします。

国民健康保険費は、保険基盤安定事業費負担金が約五億九千四百万円、高額医療費共同事業費負担金が約一億二千六百万円、国民健康保険広域化等支援基金が約二億円の増となっております。この三事業で約九億二千万円の増というところでございます。

保険基盤安定事業費負担金は、市町村一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れた金額の四分の一を負担するものですが、従来からの低所得層世帯の保険料負担の軽減分のほか、平成十五年より保険料の軽減の対象となつた一般被保険者数に応じて平均保険料の一定割合を負担する保険者支援制度が創設されたことにより、制度が拡充され、増となったものです。

次に、高額医療費共同事業費負担金は、平成十五年より拡充、制度化され、国民健康保険団体連合会が実施する高額医療費共同事業の市町村拠出金に対し県がその四分の一を負担するものであり、平成十五年の実績等に基づき増となっております。

国民健康保険広域化等支援基金は、市町村合併等の広域化等を支援するための基金でもありますが、平成十四年度から三年間にわたつて毎年ほぼ二億円ずつ積み立てられ、増加した額に応じて貸付金の増となっております。

次に、収納状況と滞納対策についてであります。

国民健康保険料の収納状況は、現年度分の収納率で見ますと、市町村計で平成十三年度が九一・一五%、平成十四年度が九〇・六五%となっており、昨今の厳しい経済情勢等により収納率が低下傾向にあります。

このため市町村では、収納体制の強化やきめ細やかな納付相談の実施等の対策が行われているところであり、県といたしまして、市町村に対する徴収



研修の実施や各市町村に対する助言を実施しております。

最後の、特別会計への一般会計からの繰り出しについてであります。

繰出金の総額は、収支を見ますと、平成十二年度約百億六千六百万円、平成十三年度約百二億七千六百万円、平成十四年度約百四億一千百万円となっております。年々増加傾向にあります。

その内訳は、法定繰り入れである保険基盤安定、ほかに、職員給与費等、出産育児一時金等、財政安定化事業、その他というふうになっております。

平山副委員長 今委員。

今委員 県民の安全安心の確保の視点で大事なものは、一つが今話題の年金そしてもう一つは保険であると思っております。中でも、企業等に勤めていない方が加入しているのはこの国保であります。一次産業従事者が多い本県にあってはこの国保税の充実を図ることが大切だと思っておりますので、つけ加えさせていただきます。

次に、歳出四款四項三目「薬務費」について質問いたします。麻薬対策費について。

近年、薬物の乱用は、覚せい剤やシンナーのほか、錠剤型の麻薬などの乱用者が全国的に増加している傾向にある。本年一月には、県外の高校生が学校内で錠剤型の麻薬を譲り渡していた事件の発生が新聞報道されていた。本県においても覚せい剤事犯の検挙が新聞報道されており、検挙者が後を絶たない状況にある。最近では十代の若年層も含まれていると聞いている。

そこで、本県の覚せい剤等薬物乱用防止対策はどのようなことを行っているのか伺いたい。

次に、本県でも一昨年、高校生が大麻事犯により逮捕されるという事件が発生しており、憂慮すべき状況にあります。

そこで、特に本県には自生大麻が多いと聞いているが、その対策はどのようなことを行っているのか伺いたい。

よろしく願います。

平山副委員長 健康福祉部長。

山中健康福祉部長 まず、覚せい剤等薬物乱用防止対策についてお答えいたします。

覚せい剤等薬物乱用は、個人の生命、身体に危害を及ぼすばかりではなく、家庭の崩壊や凶悪な二次犯罪を引き起こし、社会秩序を大きく乱すなどの害悪をもたらすほか、特に近年、覚せい剤乱用は、委員御指摘のように全国的に若年層にも広がってきているなど、憂慮すべき状態にあります。

本県においては、薬物乱用を許さない社会環境をつくるため、昭和五十年から副知事を本部長とする青森県薬物乱用対策推進本部を設置し、啓発活動の推進及び取り締まりの強化等を柱とし、これまで、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、不正大麻・けし撲滅運動、麻薬・覚せい剤乱用防止運動等の期間において、県警本部や各関係機関・団体等が官民一体となり連携した各種対策を集中的に推進してきたところであります。

また、最近における薬物事犯の若年層への拡大傾向を踏まえ、県教育委員会との連携を強めることとし、中学、高校の文化祭等において薬物乱用防止コーナーを設置し啓発を行っているほか、教諭を対象とした薬物乱用防止指導者研修会を開催し、指導者の育成を図っているところであります。さらに、小学校における薬物乱用防止に関する講話も実施しております。

次に、本県には自生大麻が多いと聞いているが、その対策についてであります。国では毎年五月から六月を不正大麻・けし撲滅運動月間と定め、全国的に運動を展開しているところですが、本県においては、特に県南地域を中心に自生大麻の発生が多く見られることから、期間を延長いたしまして、毎年六月から九月までの四カ月間を青森県不正大麻・けし撲滅運動期間として、リーフレット等の啓発資料を活用した大麻に関する正しい知識の普及啓発活動、並びに青森県薬物乱用防止指導員等の御協力を得ながら、管轄保健所

が主体となって、自生大麻の徹底的な除去を目指して活動を展開しているところだ。

しかしながら、大麻事犯については近年、青少年層を中心として増加し、本県においても一昨年に高校生が大麻事犯により逮捕される事件も発生しており、県としては、今後とも引き続きこれらの対策を進め、大麻乱用の未然防止を図ってまいりたいと考えております。

平山副委員長 今委員。

今委員 青少年犯罪撲滅の観点ではこの麻薬対策は大事なことであるので、ぜひとも今後警察との連携を密にしていきたいと思っております。

薬務費について、献血事業推進対策費についてでございます。現在、少子・高齢化が進む中、若い人が減り続けているが、献血に関して、最近の新聞報道では、若い人たちの献血離れが深刻であるということ、また、季節によって慢性的に血液が不足する状況になると聞いております。献血者が減り続け、血液が不足すると、医療機関で使用する血液が足りなくなり、医療の現場で支障を来すことになると思っております。

そこで、血液不足が新聞報道されているが、本県の献血の状況及びその対策はどのようになっているのか。

そしてまた、少子・高齢化になれば若い人たちの献血が少なくなると思いますが、その人たちに対する献血推進対策としてどのようなことを考えているのかお尋ねいたします。

平山副委員長 健康福祉部長。

山中健康福祉部長 お答えいたします。

まず、献血の状況とその対策についてであります。

本県の献血者数は、平成三年度の十万一千五百二十六人をピークに減少しており、平成十四年度では六万七千九百八十四人となっております。

一方、献血量では、平成三年度は二万五千三百四十三・七リットルでしたが、

平成十四年度は二万六千八百八十六リットルとなっております。

県では、県内の医療機関で必要な血液はすべて県民からの善意の血液によって賄うことを目標とし、また、血液製剤の安全性の観点から、特に四百ミリリットル献血と成分献血の推進を中心に献血事業に取り組んでおります。

そこで、年間を通じ安定して献血者を確保するために、テレビ、ラジオ、電光掲示板などさまざまな広報媒体を利用した広報活動や、献血者や献血協力団体等、広く県民に対して献血への協力を呼びかけているところです。

今後とも、市町村及び赤十字血液センターと一体となって献血者の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、若い人たちに対する献血推進対策についてであります。少子・高齢化の進展に伴い、特に若い人たちの献血が減少して、大きな課題となっております。

これまでは、若い人向けに献血思想普及のためのパンフレットを作成し、学校や市町村を中心に配布しております。また、毎年一月から二月には私たちの献血キャンペーンを展開しており、ラジオを利用した広報の実施や、献血した方への献血記念品の配布を行うとして、献血への協力を積極的に呼びかけております。

今後は、若い人たちに対する献血思想の普及に努め、少しでも多く献血者の確保につなげていく必要があると考えております。

そのため平成十六年度には、大学生や短期大学生を中心とした学生による献血推進組織をつくり、その組織による献血普及活動を支援していくための学生献血推進事業を実施することとしており、平成十六年度一般会計予算案に計上し、今議会で御審議いただいているところでございます。

平山副委員長 今委員。

今委員 知事の使命として、県民の生命と財産を守るといことは大事な仕事でございます。したがって、生命の源である血液の確保に向けて万全を

期していただきたいと思ひます。

次に、六款一項十四目「担い手対策費」について質問いたします。

知事は攻めの農業を提唱されているが、その基礎となるのが担い手であり、それが育たない限りにおいては攻めることはできず、むしろ守りの農業になつてしまふ。

農業を魅力ある産業、高収益が可能な産業として位置づけることが肝要であり、そのために販売戦略課まで創設しての意気込みはわかるが、その源となる若い担い手対策を同時並行的にやる必要があると思ひます。

そこで、一つは、新規就農資金貸付金のこれまでの実績と十六年度計画はどうなつてゐるのか、そして、これまでの新規就農者の実績はどうなつてゐるのか伺ひたいと思ひます。

平山副委員長 農林水産部長。

秋谷農林水産部長 お答えいたします。

まず、新規就農資金貸し付けの状況についてでございます。

新規就農を支援するために創設されている新規就農資金は、農業技術などの習得経費や、農業機械施設などの取得経費、就農初期の営農費や生活費などのための経費でございます。青い森農林振興公社や農協を通じて無利子で貸し付けているものでございます。

これまでの貸し付け実績は、平成十一年度から平成十五年度までの五年間で延べ二百四十六人に対し三億四千七百七十万円が貸し付けられており、そのうち平成十五年度は五十一人、六千八百三十万円となっております。

平成十六年度は、八千三百九十六万五千円の予算を計上し、十五年度並みの五十人程度を対象とした貸し付け計画としており、他産業などからの新規就農者が円滑に就農できるよう支援することにより、地域農業の担い手の確保に努めてまいります。

次に、本県の新規就農者についてでございますが、近年増加傾向にあり、平

成十四年度は、新規学卒者か百十三人、他産業からのＵターン者か四十四人、非農家からの新規参入者が八人、合計で百六十五人となっております。

新規就農者の具体的な経営事例としては、東京でのサラリーマン生活をやめて郷里の金木町にＵターンし、二年間のアメリカでの農業研修を経て二十六歳で就農し、現在三ヘクタールの稲作と一ヘクタールのバレイショ、〇・四ヘクタールのハウストマトに取り組んでいる事例や、千葉県に生まれ女性が、首都圏でケーキ工場に勤務した後、父の故郷の五戸町で二十二歳のときに就農し、現在、ナガイモ三ヘクタール、ゴボウ一ヘクタール、稲作一ヘクタールなどに取り組んでいる事例があります。

県としては今後とも、このような具体的取り組みを紹介しながら、意欲ある新規就農者の確保に努めてまいります。

平山副委員長 今委員。

今委員 この新規就農者が、行く行くは認定農家となつて、本県農業の中核となる農家に育つていただきたいと思います。私は大いに期待する一人でございます。

最後の質問でございます。十款一項五目「教育指導費」について。

本年二月末の高校生の就職状況は、就職内定率七一・二％、就職未内定者は千二百四十名であると同つており、高校生の雇用環境は、長引く景気低迷のため極めて厳しい状況にあります。多くの高校生が進路先の決まらないまま卒業式を迎えたことを心から憂慮しております。

また、就職できても一年以内に離職した者の割合は、青森労働局の発表によると三四・七％であり、全国的にも極めて高い状況にあると聞きました。

高校生にとつて卒業後の進路は極めて重要であり、就職率の向上については、関係者はもとより県民も高い関心を持っております。

また、就職率を向上させ、就職後の定着を改善することは、県産業界の発展

に資するものと考えております。

そこで、新規事業として予算計上されておりますB・プロフェッショナル事業の内容について伺います。

平山副委員長 教育長。

花田教育長 高校生の雇用環境は、委員ご指摘のとおりでございます。このようなことから、高校生たちが高い職業意識や学習意欲を持って、さらに、雇用の拡大、職場への定着、そして次世代の本県産業の担い手となるような期待を持ってB・プロフェッショナル事業を来年度より実施しようとするものであります。

この事業は、産業の基礎技術を学ぶ専門高校生を対象に、現在は三日間程度でインターシップをやっておりますが、これに加えてさらに二週間程度のインターシップを実施するということで、これまで以上に実践的な力量を身に付けさせようというものでございます。

また、あおもりマイスター認定者などの専門技術者の方々から実技指導をいただきまして、基本となる技術や仕事に臨む姿勢などを学ばせて、一人でも多くの本県産業界の原動力となる担い手、後継者の育成を図りたい、こういう目的でやるものでございます。

以上でございます。

平山副委員長 今委員。  
今委員 説明を聞きまして、非常的に射た、大変有意義な事業であると思いました。

今後とも高校生の就職を支援する事業を充実するよう要望して、私の質問は終わります。

ありがとうございました。